

告 示

埼玉県告示第千四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

次のとおり交通渋滞が予測され事故につながるため、出入口を公園側に移設することが望ましい。

- ・ 交差点にあること。
- ・ 片側一車線で道路幅が狭いこと。
- ・ ロータリー及び駐車場を利用する車両のほか、直進・右折車（右折レーンが短い）が一車線に並び、幅がないため追い越すことができないこと。
- ・ 信号機のないそばの小道への出入りが困難となること。

二 縦覧期間

平成二十三年十二月十三日から平成二十四年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター